

農地法第5条第1項の規定による許可申請書 (例1)

・青字部分を黒のボールペン等で記入する。(パソコン等による

プリントアウトでもよい。)

平成28年 4月 1日

・用紙の大きさはA3とする。

農業委員会に申請書を提出する日を記入する。

愛知県知事 殿

譲受人 (借人) 氏名 家野建夫 印

譲渡人 (貸人) 氏名 農地 譲 印

「農地」、「採草放牧地」、「農地及び採草放牧地」のいずれかを記入する。

下記のとおり転用のため 農地 の権利を 設定 したいので、農地法第5条第1項の規定により許可を申請します。

「設定」又は「移転」と記入する。

記

1 当事者の住所等	当事者の別	氏名	住 所				職業	年齢
	譲受人 (借人)	家野建夫	〒123-4567 〇〇県〇〇市〇〇町字〇〇 1-1-1番地 <small>現住所を記載する。譲渡人の住所が土地登記簿と違ふときは住民票を添付する。</small>				銀行員	30歳
	譲渡人 (貸人)	農地 譲	〒321-9876 △△県△△市△△町△△ 2-2-2番地				農業	65歳
2 許可を受けようとする土地の所在等	土地の所在	地番	地目	面積 (㎡)	利用状況	10a 当たり普通収穫高	所有権以外の使用収益権が設定されている場合 権利の種類	市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別
	〇〇市〇〇町〇〇2丁目	333	畑 畑	330	普通畑	大根3.5t	なし	市街化調整区域
	以下余白	土地登記簿により記載する。						
計		330 ㎡ (田	㎡、畑	330 ㎡、採草放牧地	㎡)			

3 転用計画	(1) 転用の目的	用途	(2) 権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細						
		分家住宅	現在借家で生活しているが、子供2人が成長してきたため狭くなったので、父親の所有する3筆の土地のうち、最も集落に近い土地を選定し、分家住宅を建築する。 用途欄には転用後の施設の内容 (住宅、書店、工場、駐車場、資材置場等) を、理由の詳細欄には転用を必要とする具体的な理由を記入する。土地選定の理由も詳しく記入する。						
	(3) 事業の操業期間又は施設の利用期間	事業の操業期間の始期は、実際に施設を利用する日 (転用行為完了後の日) を記入する。 着工の日は日付を具体的に記入 (申請日から2か月後を目安) する。 平成28年11月1日から永年 第1期 (着工28年6月1日から28年10月31日まで) 第2期							
	(4) 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要	工事計画	名称	棟数	建築面積 (㎡)	所要面積 (㎡)	棟数	建築面積 (㎡)	所要面積 (㎡)
住宅、店舗等建物を伴う転用は「建築物」欄に施設の名称・面積等を記入する。 資材置場、駐車場等建物を伴わない転用は「工作物」欄に記入する。		土地造成				330			330
		建築物	住宅物置	1	104.85	330	1	104.85	330
				1	15.15		1	15.15	
		小計		2	120.00	330	2	120.00	330
		工作物							
		小計							
	計		2	120.00	330	2	120.00	330	
4 権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定・移転の別	権利の設定・移転の時期	権利の存続期間	その他	建べい率 36.3 % (利用率 %)			
	使用貸借権	設定 移転	平成28年6月1日	20年		建物を伴う転用の場合は「建べい率」を、建物を伴わない転用の場合は「利用率」を記入する。小数第2位を切り捨てる。			

「権利の設定・移転の別」は、該当するものを○で囲む。「権利の設定・移転の時期」は日付をできるだけ具体的に記入 (許可日～着工日) する。「権利の存続期間」は、所有権移転の場合は「永年」と記入する。

5 資金調達 について の計画	総事業費 (内訳) 土地造成費 400千円(造成見積額、整地のみ) 建築費 21,000千円(フェンス等外構工事費) その他雑費 500千円 合 計 21,900千円	調達方法 (内訳) 自己資金 5,000千円 (〇〇銀行〇〇支店普通預金) 借入金 16,900千円 (住宅金融公庫〇〇支店より融資予定) 括弧内には預入先・借入金金融機関名及び支店名を記入する。2行(つ)以上に渡るときは、それぞれの金融機関で確保する金額をあわせて記入する。
6 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設	土地造成は整地のみで、汚水等排水は、浄化槽により処理し、申請地の北側及び西側に隣接する農地に流れ込まないように対処する。雨水は集水樹で集水して、道路側溝へ排水する。(取排水系統図を添付) 建築物は二階建てで、周辺農地に対する日照通風等には影響を及ぼさないように対処する。 なお、万一周辺農地などに被害を及ぼしたときは、当方で責任を持って解決する。 申請地付近における農畜産業に悪影響を及ぼさないことを、理由を示して記入する。(居住環境、工場等の操業等、農畜産業に関係しない部分については、農地法は関知しない。)なお、「なお、万一周辺農地などに被害を及ぼしたときは、当方で責任を持って解決する。」旨は必ず記入すること。	
7 その他参考となるべき事項	都市計画法第34条第14号に該当 平成〇〇年〇〇月〇〇日申請 農振法農用地区除外 平成〇〇年〇〇月〇〇日同意(事前調整済) (隣接農地土地所有者等に転用計画の内容について説明がなされている旨を記載する。) 〇〇土地改良区意見書添付 開発許可(都市計画法)等の関係法令の許認可について同時に申請している場合はその旨を記入する。転用申請の前に申請地を農用地区から除外した場合はその旨を記入する。 また、「隣接農地土地所有者等に転用計画の内容を説明した」旨を記入すること。 夫婦連名により住宅等を建築する場合にあつては、「開発許可申請中(申請者は〇〇)」等記述する。	

(記載要領)

- 1 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容を、それぞれ記載してください。なお、「年齢」欄の記載は省略してください。
- 3 譲渡人が2人以上である場合には、申請書の差出人は「譲受人何某」及び「譲渡人何某外何名」とし、申請書の1及び2の欄には「別紙記載のとおり」と記載して申請することができるものとします。この場合の別紙の様式は、次の別紙1及び別紙2のとおりとします。
- 4 「利用状況」欄には、田にあつては二毛作又は一毛作の別、畑にあつては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草畑又はその他の別、採草放牧地にあつては主な草名又は家畜の種類を記載してください。
- 5 「10a 当たり普通収獲高」欄には、採草放牧地にあつては採草量又は家畜の頭数を記載してください。
- 6 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載してください。
- 7 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6か月単位で区分して記載してください。
- 8 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合には、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条第1項の建築許可を要しないものときはその旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当する号を、転用行為が当該開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当する号を、転用行為が当該建築許可を要するものであるときはその旨及び建築物が同法第34条第1号から第14号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

(添付書類)

- (1) 法人又は団体にあつては、定款、寄附行為又は規約、法人の登記事項証明書
- (2) 所有権以外の権限に基づいて申請をする場合は、所有者の同意を確認できる書面。賃借権等に基づく耕作者がある場合には、その承諾書
- (3) 申請土地の登記事項証明書
- (4) 当該事業に関連し、法令の定めるところにより許認可、関係機関の決議を要する場合において、これらを了している場合は、それを証する書面又はその写し
- (5) 取水排水についての水利権者、漁業権者の同意のように関係者において当該事業につき同意を得ている場合は、それを証する書面又はその写
- (6) 申請にかかる農地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書
- (7) 転用予定地の位置及び付近の状況を表示する図面(縮尺1/2,500~10,000程度)
- (8) 申請土地の地番地目を表示する図面(公図など)
- (9) 転用候補地に建設しようとする建物又は施設の面積、位置、施設間の距離を表示する図面(縮尺1/100~1,000程度)
- (10) その他参考資料